

桶屋事務所だより



編集 発行人
桶屋税理士事務所
 税理士 **桶屋泰三**
 〒930-0096
 富山市舟橋北町7-15
 TEL 076(441)2322・FAX 076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

経営状況の著しい悪化による 減額改定

Q 当社(六月決算)は、この度大口得意先の倒産により、資金繰りが極めて悪化し、役員給与も全額支払うことができない状況に陥ってしまいました。

そこで、取締役会にて十二月一日以降の役員給与を一律三〇%減額する決議を行いました。定期同額給与として認められるでしょうか？

A 経営状況の著しい悪化による減額改定として定期同額給与に該当します。

役員に対して支給する定期同額給与について事業年度開始の日から三か月経過

後であっても、その改定下次に掲げるものについては定期同額給与に該当し、原則として損金の額に算入することができます。ただし、その改定前の各支給時期(その事業年度に

属するものに限る)における支給金額が同額である定期給与であり、かつ、その改定以後の各支給時期(その事業年度に属するものに限る)における支給額が同額である定期給与であることが必要です。

その事業年度においてその法人の役員に職制上地位の変更、その役員の職務内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定

定期給与の額につきその法人の経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由により改定された定期給与の額の

減額改定

なお、経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいいますから、法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかつたことなどはこれには該当しないこととなります。

したがって、お尋ねのケースが上記の「経営状況が著しく悪化したこと」に該当すれば、減額前の各支給時期が定期同額、減額後の各支給時期も定期同額です。ですから定期同額給与として認められることとなります。

お尋ねの場合、一般に、大口得意先が倒産し、売上が減少するのみならず、売掛債権の回収が危ぶまれ、結果として経営危機に陥るような場合には、経営状況が著しく悪化したことに該当すると想定できますので、

減額改定に合理的理由があるものとして定期同額給与として取り扱われるものと考えられます。

なお、経営状況の悪化したものの「著しい悪化」までには当たらない場合に行つた減額改定については、通常その事業年度における定期給与の支給額の全額が定期同額給与に該当しないこととなります。

ただし、当初定期同額給与として支給していた給与について減額改定を行い、減額後もその支給時期における支給額が同額である定期給与として給与支給を行っているときには、減額するまでの間、すなわち減額改定前は、減額後の定期同額給与の額に上乗せ支給を行っていたものであるともみられることから減額改定前の定期給与のうち減額改定後の定期給与の額を超え部分の金額のみが損金不算入として取り扱われます。

年末調整のポイント

本年も「年末調整」の時期になりました。

年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならぬ税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。

1 年末調整の対象者

年末調整の主な対象者は、表1のとおりです。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出が前提となりますので、必ず提出してもらう必要があります。

2 実務で迷うケースQ&A

Q

当社の給与規程では、末日締め

の翌月十日払いとなっています。このような場合、一月十日に支払う十二月の給与は、年末調整の対象に含まれるのですか。

A

年末調整は、本年中に支払いの確定した給与、すなわち給与の支払いを受ける人から見れば収入の確定した給与の税額について行います。

この場合の収入の確定する日（収入すべき時期）とは、契約又は慣習により支給日が定められている給与については「その支給日」、支給日が定められていない給与については「その支給を受けた日」をいいます。

本ケースの場合、給与規程で定められていますので、一月十日に支給される給与は、同日が収入の確定する日であり、本年分の年末調整の対象とはなりません。



Q

親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料又は掛金について、生命保険料控除の対象とすることができませんか。

A

控除の対象となる生命保険料控除は、給与の支払を受けている人自身が締結した生命保険契約等の保険料又は掛金だけに限らず、給与の支払を受ける人の配偶者や親族が締結した保険料又は掛金であっても、給与の支払いを受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

表1 年末調整対象者の選別（主な例）

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人	次のいずれかに該当する人
<ul style="list-style-type: none"> (1) 1年を通じて勤務している人 (2) 年途中で就職し、年末まで勤務している人 (3) 年途中で退職した人のうち、次の人 <ul style="list-style-type: none"> 死亡により退職した人 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと認められる人 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人 (2) 2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者）

表2 所得控除額一覧表

<p>【社会保険料控除額】 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額</p>				
<p>【小規模企業共済等掛金控除額】 中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金(旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額</p>				
<p>【生命保険料控除額】 次の と の合計額(最高10万円) 一般の生命保険料(の個人年金保険料を除く)を支払った場合 イ 25,000円までの場合…………… 支払保険料の全額 ロ 25,000円を超え50,000円までの場合…………… 支払保険料×1/2 + 12,500円 ハ 50,000円を超え100,000円までの場合…………… 支払保険料×1/4 + 25,000円 ニ 100,000円を超える場合…………… 50,000円 個人年金保険料(疾病等特約部分を除きます)を支払った場合 上記 のイ~ニの区分に応ずる算式により計算した金額</p>				
<p>【地震保険料控除額】</p> $\left(\begin{array}{l} \text{地震保険料の額(最高50,000円)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{旧長期損害保険契約の支払保険料} \\ \text{10,000円までの場合……支払保険料の全額} \\ \text{10,000円を超える場合} \\ \text{……支払保険料} \times 1/2 + 5,000\text{円} \\ \text{(最高15,000円)} \end{array} \right)$ <p>地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額(最高50,000円)</p>				
障害者控除額		障害者1人につき……270,000円 特別障害者1人につき……400,000円		
寡婦(寡夫)控除額		270,000円(特定の寡婦は、350,000円)		
勤労学生控除額		270,000円		
配偶者控除額		同居特別障害者である人	左記以外の人	
	一般の控除対象配偶者	730,000円	380,000円	
	老人控除対象配偶者	830,000円	480,000円	
配偶者特別控除額		原則として配偶者の給与収入が103万円超141万円未満の人が対象になる		
扶養控除額		同居特別障害者である人(各1人につき)	左記以外の人(各1人につき)	
	一般の扶養親族	730,000円	380,000円	
	特定扶養親族	980,000円	630,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	830,000円	480,000円
		同居老親等	930,000円	580,000円
基礎控除額		380,000円		

控除対象配偶者、扶養親族……生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)及び養護老人のうち、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が38万円以下の者(青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く)

特定扶養親族……扶養親族のうち、昭和61年1月2日から平成5年1月1日までの間に生まれた者(年齢16歳以上23歳未満の者)。

老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和14年1月1日以前生まれ(年齢70歳以上)の控除対象配偶者、扶養親族。

同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が納税者又は納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。

同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。

法人の解散後における 事業年度と申告

Q 当社は9月決算の株式会社ですが、平成20年9月15日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしました。

この場合、解散後の法人税の申告はどのようにすればよいのでしょうか？

なお、清算結了は平成21年12月を想定しています。

A 法人が事業年度の中途において解散した場合には、その事業年度開始の日から解散の日までを1事業年度、解散の日の翌日からその事業年度終了の日までを1事業年度とみなすこととされています。

ここで事業年度とは、会計期間で法令で定めるもの又は法人の定款等に定めるものをいい、通常の会計期間である場合の事業年度終

了の日は決算日となります。ただし、株式会社が株主総会の決議により解散した後の清算中の期間である場合は、解散の日の翌日から1年ごとに区切った各期間が会計期間となり、この場合の事業年度終了の日はその会計期間の末日となります。

なお、清算中の株式会社の残余財産が事業年度の中途において確定した場合には、その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間を1事業年度とみなします。

従って、貴社の残余財産が確定した日が仮に平成21年12月25日であるとした場合には、事業年度は次のようになり、それぞれの事業年度の確定申告等を原則としてそれぞれの期限までに行うこととなります。

平成19年10月1日～平成20年9月15日（解散事業年度の確定申告）…平成20年11月15日

平成20年9月16日～平成21年9月15日（清算事業年度予納申告）…平成21年11月15日

平成21年9月16日～平成21年12月25日（清算確定申告）…平成22年1月25日

裏書手形の振出人が 倒産した場合の貸倒引当金

Q 当社は得意先A社の売掛金を回収するにあたり、同社がB社から受け取ったB社振出しの約束手形の裏書譲渡を受けています。先月、B社は不渡りを出し、倒産しました。そこで当社の保有するB社振出しの約束手形について個別評価金銭債権として貸倒引当金を設定することができるのでしょうか？

A ご質問の場合、受取った裏書手形は当然不渡りになりますが、A社に対する既存債権の支払いに代えてB社振出しの手形を受取る旨の特約が付されている場合を除き、その売掛金に係る本来の債務者であるA社に対して弁済するよう請求することができます。

従って、A社が倒産しない限り、その売掛金そのものが回収不能に陥るわけではありませんから、個別評価金銭債権としての貸倒引当金の計上はできません。

ゴルフ会員権の所有期間の判定

問

私は、Yカントリークラブのゴルフ会員権（預託金方式）を平成二年に二〇〇万円で購入しました。その後、平成十八年に一八ホール増設に伴い三〇〇万円の追加保証金を支払いました。本年八月にこのゴルフ会員権を六〇〇万円で譲渡しましたが、追加保証金として支払った部分については短期譲渡所得となるのでしょうか？

答

ご質問の追加保証金は、コースの増設に伴い支払われたものであって資産価値を増加させる資本的支出に類似するものと考えられ、新たな会員権を取得するために支払われたものではありません。従って、二〇〇万円と三〇〇万円に相当する部分を区分して所有期間を判定する必要はなく、すべてが長期譲渡所得（総合）に該当します。